

業務委託仕様書

1 業務内容

(1) 件名

高機能生成 AI サービス構築業務委託（以下、「本業務」という）

(2) 目的

県職員の業務の効率化、生産性の向上を図ることを目的に、高機能生成 AI サービス（以下、「本サービス」という）を構築する。

(3) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

※ 令和 7 年 4 月 1 日時点において、全庁で本サービスが利用できる環境を整備すること。

(4) サービス利用者

本サービスの利用者を下記のとおり定義する。

ユーザー：本サービスを利用する県職員

管理者：本サービスを管理する県デジタル化推進室職員

(5) 本サービスの要件

① 基本要件

- ・ 本サービスは、本県が導入済みの Microsoft365 で利用している既存テナント（Microsoft Entra テナント）内に、大規模言語モデル（LLM）を利用した対話型生成 AI 環境として構築すること。
- ・ Microsoft（Azure OpenAI Service）の下記＜A群＞、＜B群＞のモデル、サービス等を活用し、下記ア～エの機能を有する検証環境を構築すること。ただし、B群のサービスは、同様の効果を得られると本県が認めた場合、別のサービスへの置換えや利用しないことができる。

＜A群＞GPT-4o モデル

＜B群＞Assistants API、Code Interpreter、Web Apps、Azure Functions、Cosmos DB、Blob Storage、Azure Monitor、Log Analytics、AI Search、Bing Search API、Document Intelligence

- ア. テキスト、画像（表、グラフ、画像、図等）の各種データ形式を入力することで、統合して処理し、画像・データの解析や生成出力の指示ができること。

イ. RAG (Retrieval-Augmented Generation) を活用し、事前登録した本県内部データ (テキスト、画像) を複数参照して、検索・回答生成ができること。

ウ. WEB 検索結果を活用して回答生成ができること。

エ. 上記ア～ウの機能について、組み合わせて利用できること。

- ・ 日本リージョンの GPT-4o 及び GPT-4 モデルが利用できること。(GPT-4o についてはグローバル標準リージョンモデルを可とする。) なお、今後 Microsoft の生成 AI モデル提供形態に変更があった場合は、最適な構成となるよう都度協議すること。
- ・ AI Search は Standard S1 (容量 160GB、インデックス数 50) 以上のレベルが利用できること。
- ・ 必要な API は、上記モデルに対応したものをすべて備えること。
- ・ 生成される回答の精度改善が可能であること。
- ・ 本県が所有する他のシステムとの API 連携や、内製等による簡単な機能追加が可能である等、柔軟な検証環境として構築すること。
- ・ 「⑥ 来年度の体制等」の各項目について準備を行うこと。

## ② 利用環境

- ・ 本サービスは富山県が職員に配備している業務用パソコンを用いて、インターネット経由でセキュアに利用できること。
- ・ 本サービスのユーザーインターフェイスとして、Microsoft Edge を含む一般的な Web ブラウザで利用できることとし、専用ソフトをインストールする必要がないこと。

## ③ 認証

- ・ 本サービスは、本県が導入済みの Microsoft Entra ID により認証された職員のみが利用できること。

## ④ 管理機能

- ・ 管理者側でユーザーのアカウントや、利用時間・問合せ数や質問内容等の利用状況の管理が可能であること。
- ・ 入力したプロンプト等や、生成・出力された回答のログが保存されること。

## ⑤ セキュリティ

- ・ グローバル IP アドレスによる接続制御など、利用制限する対策を講じること。
- ・ プロンプトの入出力内容が生成 AI の学習に利用されないこと。また、不正利用の監視目的などを含め、データ保存は行わないこと。
- ・ 通信経路が暗号化されていること。また暗号化プロトコルについては常に最新バージョンのものをサポートしていること。
- ・ クラウド上のデータ保管場所 (ストレージ) は日本リージョンであること。
- ・ クラウドサービスの提供、または利用に関する国際規格の認証 (ISO/IEC27017)、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) への登録、またはこれ

らと同等の認証等を取得しているなど、情報セキュリティ対策が確保されていること。

- ・ 本サービスの適用法律は日本国内法が適用されること。また、管轄裁判所は日本国内法の裁判所であること。
- ・ 契約終了時および契約期間中に発生した記憶媒体の廃棄に当たっては、その情報を復元できないように処置したうえで廃棄すること。
- ・ 本サービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策が明確にされていること。
- ・ 必要に応じて、本県が実施するセキュリティ監査（立ち入り監査またはチェックリストの回答・SOC2 保証報告書の提出等）を受け入れられるものであること。

#### ⑥ 来年度の体制等

来年度以降、別途調達を予定している運用保守業務において、以下の（ア）～（オ）に対応できる体制を整えることができること。

##### （ア）管理者からの問合せ対応（主に事象の切り分け調査）

- ・ 問題の調査、事象の切り分け、問題への対応
- ・ その他問合せへの対応

※ Microsoft 製品（Azure OpenAI Service 含む）に関する問合せは、本県で別途契約する「マイクロソフトユニファイドサポート」を利用可能。

##### （イ）Azure 環境運用支援

- ・ リソース構成、権限設定設計支援
- ・ 監視、アラート設定支援
- ・ 運用状況に基づく改善提案、コスト削減のための提案

##### （ウ）モデルバージョンアップに伴う対応の要否調査

※ モデルのバージョンアップ対応作業については、保守範囲で対応可能かどうかを別途協議

##### （エ）将来の本格導入に向けた実証環境構築・支援、サービス向上作業・支援

- ・ RAG の検索・回答精度を向上させるためのチューニング作業
- ・ 本県がすでに導入している Microsoft Intune を活用した、職員個人のスマートフォンを用いた、セキュアな本サービスの利用
- ・ ユーザーインターフェイスとして、Microsoft Teams の利用
- ・ 音声ファイルや動画ファイルの入力・出力が可能となるマルチモーダル機能の追加、拡張
- ・ ユーザー、管理者の意見を踏まえたユーザーインターフェイスの改善
- ・ 入力禁止ワードの設定機能、及び入力禁止ワードのマスキング機能の追加
- ・ その他、スタートアップ企業や学生との連携など、柔軟なサービス向上策の提案、実施

##### （オ）運用体制

- ・上記（ア）～（エ）を実施する運用保守費について、Azure 利用料（RAG 関連利用料含む）等本サービスの利用に必要な費用を含め、年額 6,000 千円（税込）以内となるよう体制を整備できること。

※ 上記費用の年額は参考であり、確定したものではない（契約時、予算額がこの金額を下回る場合もある。）。

※ なお、運用保守業務は今回の調達範囲ではない。

#### ⑦ その他

- ・ 今回の契約は、環境構築にかかる費用一式と、本業務の契約期間中における Azure 利用料を含むものとする。（請求元の一本化が可能であること。）
- ・ 本サービスにおける利用権限の設定支援を行うこと。
- ・ Microsoft 社等、本サービスを利用するにあたり必要となる各所への申請手続きの支援を行うこと。
- ・ 管理者からの各種相談・問合せを受けることができる窓口を設置すること。
- ・ 契約期間中、運用管理項目の提案、改善提案、コスト削減策の提案を常に行うこと。
- ・ Azure 利用料等が予算額に応じた想定額の範囲内に収まるよう事前に検知できるような設定の提案を行うこと。（コスト監視、警告設定の支援。利用トークン数の把握。）
- ・ 本サービスの操作マニュアル（利用者向け、管理者向け）が提供されること。
- ・ 計画的なメンテナンスまたは生成 AI の外部 API 側の影響等を除き、生成 AI サービスは 24 時間 365 日稼働とすること。

## 2 本業務の範囲及びスケジュール

### (1) 本業務の範囲

#### ① 本サービスの構築、導入

受託者は、本サービスの各種機能を構築、導入する。要件については、「1（5）本サービスの要件」を参照すること。また本サービスの利用開始前までに、稼働試験を実施し、その結果を報告書として提出すること。

#### ② 本サービスの操作マニュアル・管理機能の提供、及び問い合わせの対応

受託者は、本サービスの利用に係る操作マニュアルや管理機能を提供するとともに、県からの問合せの対応を行うこと。なお、管理機能の仕組みについては、「1（5）本サービスの要件」を参照すること。

### (2) スケジュール

全体スケジュールは次のとおり。

本サービス構築期間	契約締結日	～ 令和 7 年 3 月 31 日
本サービス利用開始	令和 7 年 4 月 1 日	

- ※ 詳細なスケジュールについては、契約締結後速やかに県担当者と協議のうえ作成し、県担当者の承認を得ること。また、変更が生じる場合は、県担当者と協議を行い、了解を得ること。

### 3 利用想定

本サービスの構築期間、利用期間ともに、契約金額内で、以下の想定を考慮すること。

- ・ 同時利用（接続）が可能となるユーザーのアカウント数は10個を想定。
- ・ 管理者のアカウント数は、1個以上を想定。
- ・ 各トークン数、セッション数は、下記ア～ウを想定しているが、十分な検証を行えるよう余裕を見込み利用料を設計すること。
  - ア GPT-4o は月 2,000K トークンを想定。
  - イ GPT-4 は月 80K トークンを想定。
  - ウ その他、Assistants API は月 400 セッションを想定。
- ・ 契約金額内で利用できる上限を設定し、上限に達した場合は、利用を停止できること。  
(上限以上の費用が発生しないこと)

### 4 本業務の前提事項

#### (1) 実施計画の策定

本業務の開始にあたり、業務が支障なく実施されるための方針・体制・計画の概要・スケジュール等について実施計画書を作成し、県の上承を得ること。

#### (2) 実施体制

- ・ 業務実施体制を明確にし、主として指揮・監督を行うものを業務主任技術者として選任すること。
- ・ 社内に、本サービスをリモートで開発／保守するための作業エリア（以下、「開発／保守作業エリア」）と専用端末を設けること。
- ・ 専用端末は、2要素認証を備えるなど、県が認めた作業員のみがログイン可能となるよう設計すること。
- ・ 専用端末のログインに必要なID・パスワード等については、各作業員に別々なものを付与すること。また、そのID・パスワード等については、他の者と共有や貸し借りは行わないこと。
- ・ 専用端末の操作ログを取得・保管し、インシデント発生時には県が監査できること。
- ・ 県がMicrosoft Entra IDにセキュリティ設定（条件付きアクセスの設定等）を行うので、情報提供、その他必要な支援を行うこと。

### (3) 進捗管理

- ・業務主任技術者は、計画に基づき業務が行われるよう、進捗管理を行うこととし、定期的又は必要に応じて開催する会議において報告をすること。また、会議や打合せ等を行った場合、その内容は議事録として記録し、速やかに県へ報告すること。
- ・また、既存ベンダーと連携・調整が必要となる場合、県の承認を得た上で、相互に協調を保ち、作業の便宜と進捗を図ること。

### (4) 機密保持

- ・受託者は、富山県庁情報セキュリティポリシー、富山県庁情報セキュリティ対策基準、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他の関連法令等を遵守すること。これらの法令等に抵触する行為または事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、県に報告し、県の指示のもと速やかに対応すること。
- ・受託者は、業務遂行上知り得た個人情報及び県の機密事項について、本業務の実施に関連する目的のみに利用するものとし、契約履行期間中または契約終了後を問わず第三者に漏えいしないこと。
- ・受託者は、県のチャット履歴やアップロードした県内部データ等、本業務に係る県の情報にアクセスできる受託者側の職員を限定し、氏名を体制図に記載すること。また、当該職員に秘密保持に係る誓約書を記載させ、写しを県に提出すること。

※ 体制図に記載のない職員が、県の情報へアクセスする場合は、事前に県の下承を得ること

### (5) 調整及び協議

本業務の受託者は、業務実施にあたり、必要に応じて調整・協議を実施すること。

## 5 成果物等

- ① 本サービスを利用可能な状態で提供すること。
- ② 下表に示す提出書類を、紙媒体1部及び編集可能な電子媒体1部で県に納品し、その承認を得ること。

ア 実施計画書／体制図	契約日から1週間以内に提出すること。
イ サービス設計書／機能・ライセンス一覧／テスト結果報告書	サービス利用開始前に提出すること。
ウ 各種マニュアル	サービス利用開始前に、「ユーザー向けマニュアル」および「管理者向けマニュアル」を提供すること。
エ 業務完了報告書	令和7年3月31日までに提出すること。

※ 提出場所は、富山県知事政策局デジタル化推進室とする。

## 6 留意事項

- ・ 委託業務の最終的な仕様（契約書に添付する仕様書）は、県と協議のうえ作成すること。また、本業務に係る人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用等の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。
- ・ 受託者は、県と連絡調整を十分に行之、円滑に業務を実施すること。
- ・ 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要を生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- ・ 受託者は、本仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- ・ 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。
- ・ 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- ・ 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得たときは、この限りではない。なお、県の承諾を得る場合は、再委託先の概要、体制、責任者及び業務内容を明記の上、事前に書面にて県に申請しなければならない。
- ・ 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- ・ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- ・ 本業務における委託料は、原則、サービス提供終了時の検収後、まとめて請求し支払うものとする。

## 7 検収条件

「5 成果物等」に記載の成果物「エ 業務完了報告書」を提出し、県の確認をもって検収とする。